

議案第104号


公の施設の指定管理者の指定について（中筋地区農村集落多目的
共同利用施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指
定管理者として次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、
議会の議決を求める。

令和6年11月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
中筋地区農村集落多目的共同利用施設
- 2 指定管理者となる団体
所在地 南あわじ市中条中筋2402番地
名 称 中条中筋自治会
会長 
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

【中筋地区農村集落多目的共同利用施設】

指定管理者候補者選定に関する資料

指定管理者指定申請書（写）	P 1
指定管理者指定申請添付資料	P 2
指定管理業務にかかる協定書（案）	P 3

施設名称

中筋地区農村集落多目的共同利用施設

1 団体の概要

団体名称：中条中筋自治会

団体代表者：会長

団体概要：

- ・ 構成員（自治会役員） 自治会長、農会長、会計、隣保長13名、評議員7名
- ・ 人口（R6.5月末現在）男 212 人、女 210 人、計 422 人
- ・ 世帯数（R6.5月末現在） 175 世帯
- ・ 高齢化率（65歳以上） 38.2 %

2 団体の活動実績

- 地区住民のコミュニティー及び魅力ある地域づくり活動
- 各種団体への協力支援
- 当該指定管理施設の管理運営
 - ・ 管理面 ; 施設清掃、補修、設備の保守点検
 - ・ 運営面 ; 当該施設を拠点として住民相互、各種団体のふれあいと住民の連帯意識の高揚を深める。

3 管理を行う施設の事業計画

- 1) 管理運営の基本方針
住民のコミュニティーの場として、住民の連帯意識を高め円滑に運営管理をしていく。
- 2) 管理運営体制
中筋地区自治会組織で管理運営にあたる。
- 3) 緊急時の連絡体制
上記 2) の体制において中筋地区自治会長を責任者として市との連絡調整を図る。
- 4) 設置目的のための取り組み
元気で活力ある地域づくりを地区住民全体で取り組み、魅力あるコミュニティー活動をする。

南あわじ市地域集会施設の管理運営に関する協定書（案）

施設名：南あわじ市中筋地区農村集落多目的共同利用施設
所在地：南あわじ市中条中筋 2402 番地

南あわじ市（以下「市」という。）と中条中筋自治会（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市中筋地区農村集落多目的共同利用施設（以下「地域集会施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 206 号）第 7 条の規定に基づき、次の事項により協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、南あわじ市地域集会施設条例（平成 17 年南あわじ市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により指定管理者に指定された指定管理者が行う地域集会施設の管理業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第 2 条 市は、住民相互のふれあいと住民の連帯意識を深め実りある人間形成を図るために管理してきた地域集会施設の設置理念に基づき行う管理業務を効果的かつ効率的に実施するため、条例第 4 条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 地域集会施設の維持管理に関すること
- (2) 地域集会施設の利用者がその建物又は附属設備等を破損し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（指定管理者の責務）

第 3 条 指定管理者は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、地域集会施設が適正かつ円滑に運営されるように管理しなければならない。

- 2 指定管理者は地域集会施設を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。
- 4 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

（指定の期間）

第 4 条 市が指定管理者に指定管理者として指定する期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（事業報告）

第 5 条 指定管理者は、実施した事業の内容及び実績について、毎事業年度終了後 5 月 31 日までに、管理業務に係る事業報告書を市に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、市が指示したときは、当該方法によるものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) その他市が必要と認める事項

3 市は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理経費)

第6条 地域集会施設に係る管理経費については、すべて指定管理者の負担とする。

(施設修繕等)

第7条 地域集会施設及び設備機器等の修繕等については、すべて指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

第8条 指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(市による指定の取り消し)

第9条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 管理業務の実施に際し不正行為があったとき
- (3) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき
- (4) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- (5) 前各号の他指定管理者が地域集会施設の管理者として管理業務を継続することが適当でないとき認められるとき

2 市は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとするときには、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

- (1) 指定の取り消しの理由
- (2) 指定管理者による改善策の提示と指定の取り消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取り消しの申出)

第10条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 市が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき
- (2) 市の責に帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき
- (3) その他指定管理者が必要と認めるとき

2 市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとする。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、

若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備機器等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市の承認を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償等)

第 12 条 指定管理者は、地域集会施設の管理業務の履行にあたり、又は指定管理者の指定が取り消された場合において、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めるときは、市はその全部又は一部を免除することができるものとする。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 13 条 指定管理者は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 指定管理者は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を厳守しなければならない。

(協定の改定)

第 15 条 地域集会施設の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市指定管理者協議の上、この協定を改定することができる。

(疑義等についての協議)

第 16 条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に特別の定めのない事項については、市指定管理者協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市指定管理者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

南あわじ市 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

南あわじ市長 守 本 憲 弘 ⑩

指定管理者 兵庫県南あわじ市中条中筋

中条中筋自治会長 ⑩

別記

「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 指定管理者は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 指定管理者は、市の指示がある場合を除き、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 指定管理者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 指定管理者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに廃棄又は消去し、市にその記録を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 指定管理者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 指定管理者は、この協定による事務を処理するために市から引き渡された個人情報記録された資料等を市の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 指定管理者は、この協定による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、市若しくは指定管理者の事務所又は協定書において定めた履行場所で行うものとし、市が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 指定管理者は、その事務に従事している者に対して、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 指定管理者は、この協定による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、市に書面で報告しなければならない。

2 指定管理者は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、市に報告しなければならない。

(再委託)

第11 指定管理者は、市の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。)する場合、その再

委託契約において、市と指定管理者との協定で定める義務を当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）も負うものとして再委託先に当該義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承諾を得た第三者についても同様とする。

- 2 指定管理者は、再委託を行う場合（再委託する相手方又は再委託する業務内容を変更する場合を含む。）には、市に所定の書面を提出し、市の承諾を得なければならない。
- 3 指定管理者は、再委託を行った場合は、再委託した業務に係る再委託先の行為について、市に対し全ての責任を負うものとし、再委託に係る業務の履行状況を管理・監督するとともに、市の求めに応じて、管理・監督の状況を市に適宜報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、指定管理者が市の承諾を得て、再委託先が個人情報を取り扱う業務をさらに第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。）する場合（3次委託以降も含む。）においても同様とする。

（資料等の返還等）

第12 指定管理者は、この協定による事務を処理するために、市から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この協定完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第13 市は、指定管理者及び再委託先（3次委託以降も含む。）が協定による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（遵守状況の報告）

第14 市は、必要があると認めるときは、この協定が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を指定管理者に求めること及び当該取扱いについて指定管理者に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 指定管理者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

（事故発生時における報告）

第15 指定管理者は、この協定に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに市に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、市の指示に従わなければならない。

- 2 指定管理者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 市は、この協定に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約の解除）

第16 市は、指定管理者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この協定による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定に基づく協定の解除により損害を被った場合においても、市にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 市は、指定管理者が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、指定管理者に対して損害の賠償を求めることができる。